上小岩第二小学校 PTA 規約 改定箇所

	変更前	変更後
第17条	(総会)	(総会)
	定期総会(以下総会という)は、この会最高の	定期総会(以下総会という)は、この会最高の
	決議機関である。	決議機関である。
	総会は年1回開き、年度計画、年度会計、年	総会は年1回開き、年度計画、年度会計、年
	度予算、会議報告、規約改正等、その他必要	度予算、会議報告、規約改正等、その他必要
	な事項を審議する。	な事項を審議する。
	総会の定足数は、委任状を含めて、会員の過	(1)総会は、年度始めより2ヶ月以内に書面
	半数とする。	(電磁的記録を含む) により開催する。但し、
	(1)総会は、年度始めより2ヶ月以内に開催	会員の出席が必要と会長が認めた時は集会形
	する。但し、社会情勢等により実施が困難である	式とする。
	場合を除く	(2)総会は、全会員の2分の1以上の表決
	(2) 臨時総会は、必要に応じて開催する。	書の提出または出席があった場合に成立する。
		ただし、集会形式の場合は委任状を認める。
		(3) 臨時総会は、必要に応じて開催する。
第20条	(常任委員会の部門)	(常任委員会の部門)
	各常任委員会は、次の5部門とし、会務の執	各常任委員会は、次の5部門とし、会務の執
	行にあたる。	行にあたる。
	1、学年委員会 2、成人委員会	1、学年委員会 2、イベント委員会
	3、広報委員会 4、校外委員会	3、広報委員会 4、校外委員会
	5、環境委員会	5、環境委員会
第27条	(常任委員会)	(常任委員会)
	(2)成人委員会	(2)イベント委員会
	会員の教養を高めるための事業並びに福利厚	上ニまつり(上ニゲームフェス)等のPTA主
	生と健康増進の事業を企画実施する。	催イベントの企画及び運営にあたる。